

評価機構が実施する認証評価について

● 申請についてよくある質問

Q.申請の受付時期を教えてください。

A.評価を受ける前年の7月1日から7月31日まで（土曜日、日曜日除く）です。

Q.昨年設置したばかりの大学であるため、完成年度以降ということになると、残り3年しかありません。完成年度を迎えてから7年以内に評価を受ければよいのでしょうか。

A.設置年から7年以内に評価を受けなくてはなりません。したがって、完成年度後3年以内に評価を受けていただくことになります。

Q.学部等改組が進行中の場合、学部の完成年度を経ないと評価を受けられないのでしょうか。

A.機関別評価なので、大学が完成年度に達していれば、受けることができます。なお、学年進行中の学部も評価の対象となります。

Q.1回目の認証評価を平成20(2008)年度に受審しました。認定期間は平成20年4月1日から平成27年3月31日（平成26年度末）となっていますが、次の認証評価は平成26年度末までに評価結果が出るように平成26年度の認証評価を受審しなければいけないのでしょうか。

A.認証評価受審年度の翌年から数えて7年以内に受審しなければいけませんので、平成27(2015)年度の認証評価が法律上の受審期限となります。

Q.1回目の認証評価を平成20年度に受審し、2回目を平成27年度に受審するとなると、評価受審中（平成27年4月1日以降）は認定期間外になり、認定マークの使用期間も期間外となりますが、使用してはいけないのでしょうか。

A.当機構にて2回目以降継続して認証評価を受審される際に、現在受審中であることを証明する「認証評価継続受審マーク」を大学からの要望に応じてお渡しすることができます。認証評価受審期間中につきましてはこちらのマークをご利用ください。

Q.7年目を待たずに受審して「保留」になった場合、7年以内に再評価で「適合」にならなければ法律違反になるのでしょうか。

A.評価結果が「保留」や「不適合」であっても、学校教育法に定められた7年以内ごとの評価を受けたこととなりますので、法令違反にはなりません。

Q.過去の認証評価結果を確認すると、今の状況では「不適合」になるかもしれないのです

が、「不適合」になるとわかっているにもかかわらず、受審しなければいけないのでしょうか。

A. 前述のとおり、評価結果が「保留」や「不適合」であっても、学校教育法に定められた7年以内ごとの評価を受けたこととなりますが、評価を受けなければ法令違反となります。

Q. 自己点検評価を行い現在改善に取り組んでいますが、申請年度の5月1日までに改善できそうにありません。どうすればいいのでしょうか。

A. 評価の対象期間は実地調査最終日までとなります。自己点検評価書は5月1日時点の状況をご記述いただき、自己点検評価書提出後も引き続き改善に向けて取り組んでください。

Q. 「不適合」とされた場合は、大学として認められないということでしょうか。

A. 当評価機構の基準を満たしていないということであり、大学として認められないということではありません。

Q. 評価を申請したが、学内の事情で申請を取り下げることが可能でしょうか。

A. 大学機関別認証評価に関する規程第6条に基づき、評価を中止することができます。手続きについては、評価機構担当者までお問い合わせください。